

平成 30 年度
鎌倉市の財務書類



鎌倉市 財政課
令和 2 年（2020 年）6 月

内容

| | | |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | はじめに | 2 |
| 2 | 財務書類の概要について | 3 |
| | （1）貸借対照表 | 3 |
| | （2）行政コスト計算書 | 3 |
| | （3）純資産変動計算書 | 4 |
| | （4）資金収支計算書 | 4 |
| 3 | 財務書類の関係性について | 5 |
| 4 | 対象会計範囲 | 6 |
| 5 | 作成基準日 | 7 |
| 6 | 各財務指標 | 7 |
| | （1）歳入額対資産比率 | 7 |
| | （2）資産老朽化比率（有形固定資産減価償却率） | 7 |
| | （3）純資産比率 | 8 |
| | （4）将来世代負担比率 | 8 |
| | （5）受益者負担比率 | 9 |
| | （6）行政コスト対税収等比率 | 9 |
| | （7）住民一人あたりの指標 | 9 |
| | （8）基礎的財政収支（プライマリーバランス） | 11 |
| | （9）債務償還可能年数 | 11 |

1 はじめに

地方公共団体の公会計の整備については、平成 18 年 8 月 31 日の総務省からの通知「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」により、その推進を要請されました。

その後、平成 19 年 10 月には既に公表されている貸借対照表等の作成に係る二つのモデル（基準モデル・総務省方式改訂モデル）についての実務的な検証が「新地方公会計制度実務研究会」において行われ、これを踏まえ、公会計の整備を進め、平成 21 年秋には貸借対照表を含む財務 4 表を公表するよう通知がなされました。

鎌倉市では、従来の総務省モデル（決算統計データをもとに作成）を順次改定し、資産の管理を段階的に整備できる総務省方式改訂モデルを選択し、貸借対照表等を作成してきました。

各自治体では財務書類の作成が着実に進んできましたが、本市をはじめ多くの自治体が既存の決算統計データを活用した簡便な作成方法である総務省方式改訂モデルを採用したことで、事業別や施設別の分析や、公共施設等のマネジメントに活用するのに十分ではないといった課題がありました。また、総務省方式改訂モデルのほか、基準モデルや東京都方式など複数のモデルが混在していたことで、横並びの比較分析等が難しいものとなっていました。

そのような状況の中、平成 27 年 1 月に総務省から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が示され、固定資産台帳の整備と複式簿記を前提とした財務書類を原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての自治体で作成するよう要請され、その要請に基づき、平成 28 年度決算分の財務書類から統一的な基準により作成し、公表しています。このたび、平成 30 年度決算分の財務書類を作成し、公表するものです。

最後に、この新公会計制度への改革は、自治体の資産・債務の改革といえます。ここで作成する財務書類を活用し、資産・債務の適切な管理はもとより、市民に対する情報開示による透明性の向上、説明責任の履行と行政経営への活用で得られる効果など今後の活用を視野に入れた検討を進めていきたいと考えています。

2 財務書類の概要について

(1) 貸借対照表

現在、地方公共団体に適用されている官庁会計は、「市税等の現金がいくら入って、いくら使ったか」という、一年間の「財政収支のバランス」の把握に重点が置かれています。この方法は、一年間の支出と収入を見ていくうえでは大変よくできた会計制度となっていますが、過去の資産の蓄積情報や将来の負担等を把握することが難しいものとなっています。

貸借対照表では、資金の出入りのほかに、市民サービスを提供するための資産などがどれだけ蓄積されているのか、また、そのために将来市民が負担しなければならない負債がどれだけあるかなどを明らかにすることができます。

貸借対照表は、決算日（年度末）における財政状態を表示した会計報告書であり、資産の部、負債の部及び純資産の部からなっています。

資産は資金を何に使ったか（資金の運用）を示しており、負債と純資産は、その資金がどこから来たか（資金の調達）を表わしています。

このように、資金を運用面と調達面の二つの側面から把握した計算書であるため、次の関係が成り立ちます。

$$\text{資産} = \text{負債} + \text{純資産}$$

【貸借対照表の構成】

| | |
|-----|-----|
| 資 産 | 負 債 |
| | 純資産 |

(2) 行政コスト計算書

行政コスト計算書とは、民間企業でいうところの「損益計算書」にあたるもので、当該会計年度の行政活動による発生コストと市民の受益者負担などとの関係を示す財務書類です。

貸借対照表は、会計年度末における財政状態を示すものであり、ストック情報（一時点に存在する経済数量）を明らかにする財務書類ですが、これだけでは、会計年度末における経年変化の結果のみしかわかりません。

貸借対照表と行政コスト計算書、この二つの財務書類が、ストックとフロー（一定期間の経済数量）という一对の関係をなして、市の財政状況を体系的に捉えることができるようになります。

行政コスト計算書は、費用対効果の観点から、行政活動の経済性や効率性を判断する重要な情報になります。

<基本的な発生コスト（費用）の捉え方>

- ◇ 公債費のうち元金の償還については、貸借対照表における「負債の減少」にあたるためコストではないと考えます。これに対し、利子の支払いは貸借対照表の改善をもたらさないためコストとして捉えます。
- ◇ 退職手当の支払いは、貸借対照表に負債として計上されている退職給与引当金の精算を意味し、「負債の減少」、すなわち貸借対照表を改善するものであるため、コストから除外されます。
一方、貸借対照表においては、負債である退職給与引当金を積み増していますが、その額はコストとして捉えています。
- ◇ 建設費など資産の増加に係る支出はコストから除外しています。しかし、土地など物質的に損耗しない資産を除き、建物や構造物などの社会資本は、時間の経過や利用に伴って損耗します。この損耗額にあたる「減価償却費」をコストとして計上しています。

（３）純資産変動計算書

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部について、会計年度中の動きを表す計算書で、民間企業でいうところの、「株主資本等変動計算書」に相当するものです。貸借対照表の資産・負債によって財政状況は把握できますが、この純資産変動計算書では、その財政状況がどのような経緯で変動したのかが分かるものとなっています。

- ◇ 「純経常行政コスト」には、行政コスト計算書における「純経常行政コスト計算書」の数値がそのまま転記され、純資産を減少させる項目となります。

（４）資金収支計算書

資金収支計算書は、資金の増加または減少する状況を示すものです。

内容は、市の歳出をその性質に応じて「業務支出」「投資活動支出」「財務活動支出」の三つに区分し、それに対応する財源を収入として表したものであり、歳入・歳出の実態を反映した財務諸表です。

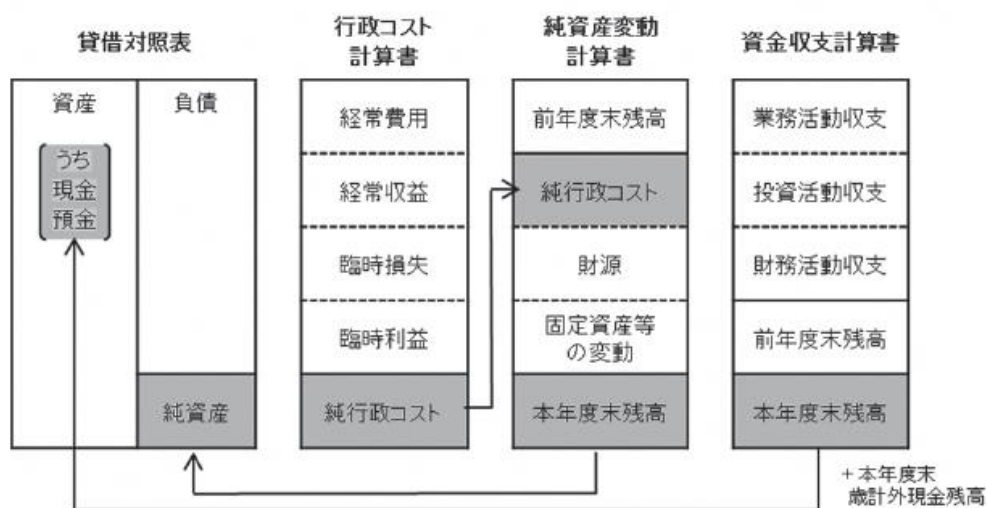
- ◇ 「業務活動収支」には、税込、使用料や手数料収入、人件費や施設の維持管理費など、経常的に行われる行政活動に係る資金収支を記載しています。

- ◇ 「投資活動収支」には、固定資産の取得及び売却、固定資産の取得財源としての国県補助金などの収入のほか、基金への積立てや基金からの取崩しなどを記載しています。
- ◇ 「財務活動収支」には、地方債の発行や償還など、財務的な資金収支を記載しています。

3 財務書類の関係性について

財務書類4表については、下図のような相互関係となっています。

【財務書類4表構成の相互関係】



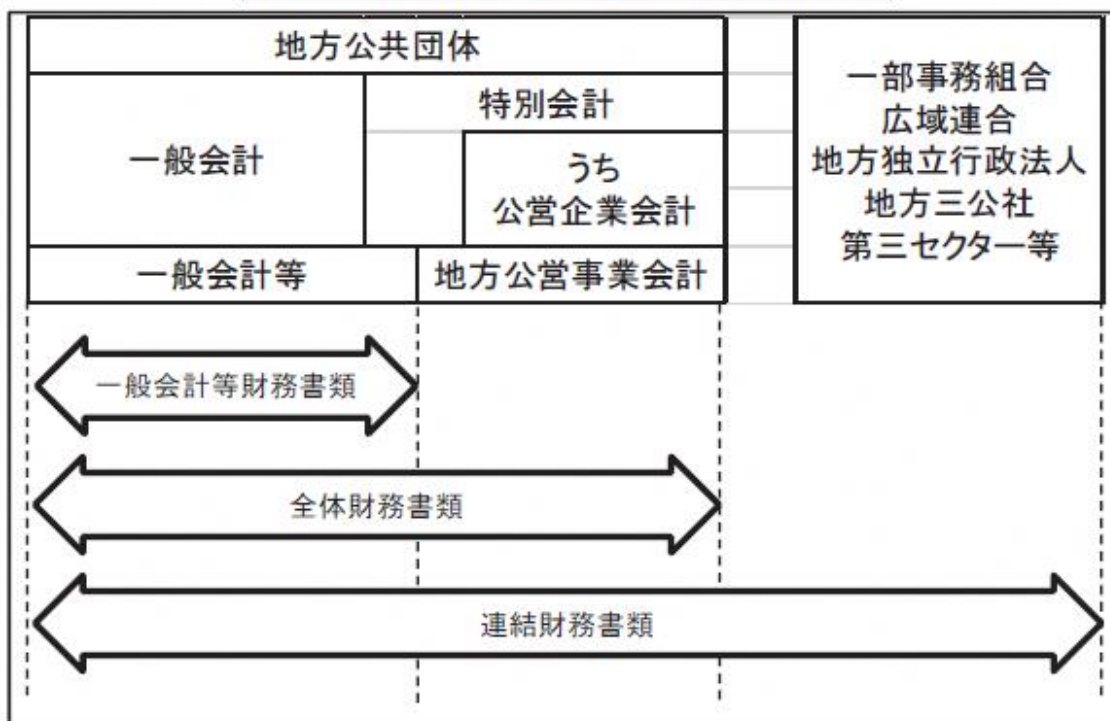
- ※1 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を足したものと対応します。
- ※2 貸借対照表の「純資産」の金額は、純資産変動計算書の本年度末残高と対応します。
- ※3 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。

出所：総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」

4 対象会計範囲

統一的な基準による財務書類の対象範囲は次のとおりです。

図1 財務書類の対象となる団体（会計）



出所：総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」

一般会計等以外の国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業の各特別会計や土地開発公社等の地方公社や市が出資している法人における会計などは一般会計等とは区別されますが、これらと一般会計等とを束ねた全体財務書類、連結財務書類を作成することで、初めて市全体の財務状況を把握することができます。

各区分別の対象は次のとおりです。

- (1) 一般会計等財務書類：一般会計、鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計
- (2) 全体財務書類：上記(1)に加えて、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計
- (3) 連結財務書類：上記(1)、(2)に加えて、公益法人鎌倉市観光協会、公益財団法人鎌倉市公園協会、公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団、公益財団法人鎌倉風致保存会、鎌倉市土地開発公社、社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会、神奈川県後期高齢者医療広域連合

なお、下水道事業特別会計については、地方公営企業法の適用に向けた作業に着手しており、適用が完了するまでは連結対象としないこととしています。

5 作成基準日

財務書類作成の基準日は、会計年度の最終日としています。

地方公共団体には出納整理期間（4月1日～5月31日）がありますが、この期間内の資金の出入りは、3月31日までに出納を終了したものととして処理しています。

6 各財務指標

一般会計等財務書類から算出される各指標については以下のとおりです。

(1) 歳入額対資産比率

歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを測ることができます。

$$\frac{\text{資産額}}{\text{歳入総額（当期）} + \text{前年度末資金残高}} = 4.22$$

※歳入総額は資金収支計算書の各部の収入合計の総額に期首歳計現金残高を加算して算出。

歳入総額に対する資産比率の平均的な値は、3.0～7.0の間になるといわれています。鎌倉市の平成30年度決算での値は4.22となり、前年度の値の4.30から0.08減少しました。

この値については、平均的な範囲に含まれていると考えていますが、老朽化した施設が多いことから維持管理コストが増加している傾向であり、将来の公共施設等の修繕や更新等に係る財政負担を軽減するため、平成27年度に策定した公共施設再編計画に基づき、平成65年度までの取組として公共施設等の集約化・複合化を進めるなどにより、施設保有量の適正化に取り組んでいきます。

(2) 資産老朽化比率（有形固定資産減価償却率）

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に比べ減価償却がどのくらい進んでいるか、把握することができます。また、これらを目的別に分類することにより、目的別の資産老朽化比率を求めることが可能となります。

$$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{（有形固定資産合計 - 土地）} + \text{減価償却累計額}} \times 100 = 60.5\%$$

施設の老朽化比率は、一般的に35%～50%といわれています。鎌倉市の平成30年度決算での値は60.5%となり、前年度の値の59.0%から1.5%増加しました。

当年度の減価償却費は前年度と同等であったものの、当年度の資産の更新による固定資産の計上が前年度に比べ減少したため、資産老朽化比率は高まっております。

この値については、おおむね一般的な範囲に近似しているものの、鎌倉市の施設は、老朽化がかなり進んでいることがわかります。公共施設の老朽化については、全国的に見ても進んでいる状況であり、今後も施設の適正な維持管理を図る必要があります。

(3) 純資産比率

市が保有する資産全体に対してどの世代が負担をしているかを表す割合です。比率が高ければ過去の世代が負担していることをあらわし、低ければ将来世代がそのコストを負担することになることを意味します。

$$\frac{\text{純資産額}}{\text{総資産額}} \times 100 = 81.0\%$$

一般的に地方公共団体では60%程度が標準とされています。鎌倉市の平成30年度決算での値は81.0%となり、前年度の値の81.2%から0.2%減少しました。

この値については、前年度に引き続き高い割合となっており、これまでの世代が将来世代への資産を蓄積してきた形となっています。

(4) 将来世代負担比率

地方債を中心に将来負担しなくてはならない、今後の世代による負担割合を見ることが出来ます。

$$\frac{\text{地方債残高(特例地方債を除く)}}{\text{有形・無形固定資産 合計}} \times 100 = 11.8\%$$

※平成29年度決算分から、地方債残高については、附属明細書（地方債（借入先別））から、減税補てん債、臨時税収補てん債、臨時財政対策債を控除して算出することとなりました。

一般的な値としては、将来世代負担比率は15%～40%（算定式見直し前の数値）の間の比率になるといわれています。

鎌倉市の平成30年度決算での値は11.8%となり、前年度の値の11.4%から0.8%増加しました。

県内の近隣自治体においてもおおむね10%～30%という値であり、同程度の負担割合となっています。この値については、将来世代の負担が引き続き低いレベルであると評価でき、持続可能な財政運営を行っていることが現れています。

(5) 受益者負担比率

行政コスト計算書における経常収益は、ほとんどが受益者負担そのものの金額であるため、経常収益の行政コストに対する割合を算定することで、受益者負担割合を算定することができます。

$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100 = 3.6\%$$

一般的には2%~8%といわれていますが、望ましい受益者負担の水準については、それぞれの部門の特徴や類似団体等の比較を行いながら検討しなくてはなりません。

鎌倉市の平成30年度決算での値は3.6%となり、前年度の値の3.7%から0.1%減少しました。

この値については、平均的な範囲に含まれていると考えていますが、引き続き施設の使用料などの適正性を注視していきます。

(6) 行政コスト対税収等比率

税収等の一般財源等に対する行政コストの比率を算出することによって、当該年度の税収等のうち、どれだけが資産形成を伴わない行政コストに費消されたのかを把握することができます。

$$\frac{\text{純経常行政コスト}}{\text{一般財源 + 補助金等収入}} \times 100 = 98.6\%$$

この比率が100%に近づくほど資産形成の余裕度が低いと言え、さらに100%を上回ると、過去から蓄積した資産が取り崩されたことを表します。

鎌倉市の平成30年度決算での値は98.6%となり、前年度の値の101.7%から3.1%減少しました。

100%を下回りましたので『税収等の収入 > 行政サービスに係る支出』となり税収等の収入で当年度のコストを賄えています。扶助費などの義務的経費が増加している状況となっていますが、財源が前年度に比べ増加しているため、100%を下回りました。

(7) 住民一人あたりの指標

住民一人あたりの資産額、負債額、純経常行政コストは以下のとおりです。

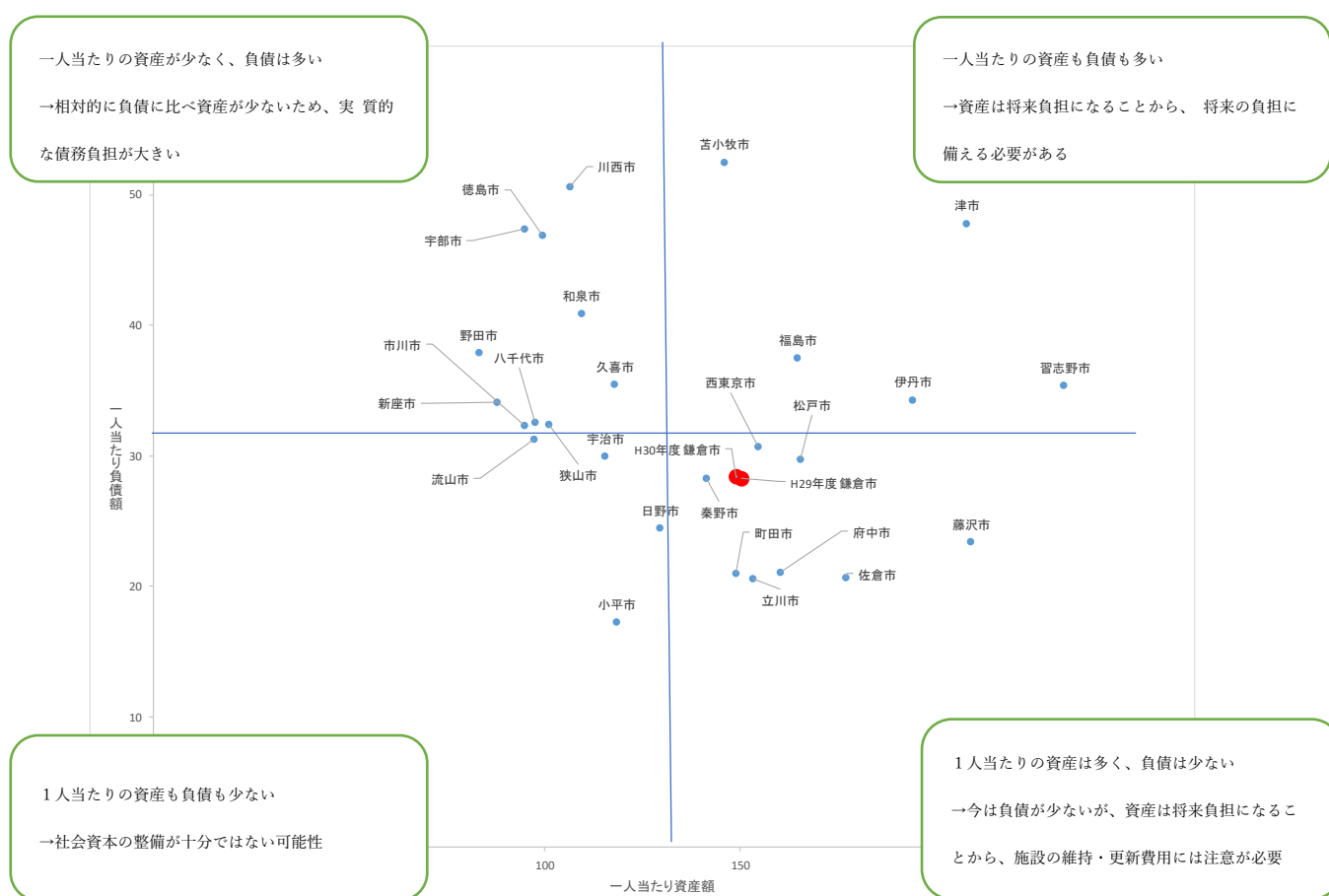
| | 平成30年度 | 平成29年度 |
|-----------|---------|---------|
| 資産額： | 1,489千円 | 1,505千円 |
| 負債額： | 284千円 | 283千円 |
| 純経常行政コスト： | 294千円 | 290千円 |

資産額及び負債額は、住民一人あたりとすることにより、住民にとってわかりやすい情報となるとともに、類似する地方公共団体との比較が可能となります。

また、住民一人当たりの行政コストをみることにより、地方公共団体の行政活動の効率性を測定することができ、この指標を類似する団体と比較することで、当該団体の効率性の度合いを評価することができます。

平成 31 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口 172,321 人から算出しています。

鎌倉市の平成 30 年度決算での値は前年度と比べると資産額は▲17 千円、負債額は+1 千円、純行政コストは+4 千円となっております。資産は、下水道事業法適化による固定資産台帳の見直しを行ったため、減少しています。負債額と純行政コストは、前年度に比べ増加しておりますが、これは人口の減少のためです。



(8) 基礎的財政収支（プライマリーバランス）

基礎的財政収支（プライマリーバランス）とは、地方債の利払い費と償還額を除いた歳出と地方債発行収入を除いた歳入のバランスを見るもので、資金収支計算書上の業務活動収支（支払利息支出を除く）及び投資活動収支の合算額により算出されます。近年の財政構造改革等の議論において、持続可能な財政バランスの実現のための指標として使用されることが多く重要な指標となります。

$$\text{業務活動収支（支払利息支出を除く）} + \text{投資活動収支（基金積立金支出及び基金取崩収入を除く）} = 2,351,724 \text{ 千円}$$

基礎的財政収支がプラスの場合は、行政サービスに使う経費を、毎年の税収等で賄っており、借金返済に一定の余力があることを示しています。

鎌倉市の平成30年度決算での値は2,351,724千円となり、前年度の値130,857千円から大きく増加しました。これは、施設の大規模な改修などにかかる経費が前年度に比べ減少したのに対して、国や県などからの補助金が前年度に比べ増加したことが主な要因であると考えています。持続可能な財政バランスを保つためにも、投資的な支出を抑制するよう引き続き注視していきます。

(9) 債務償還可能年数

実質債務（地方債残高等（退職手当引当金等を含む。）から充当可能基金等を控除した実質的な債務）が償還財源上限額（資金収支計算書における業務活動収支の黒字分（臨時収支分を除く。））の何年分あるかを示す指標です。

$$\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源}}{\text{経常一般財源（歳入）等} - \text{経常経費充当財源等}} = 4.1 \text{ 年}$$

※将来負担額については、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式によります。

※充当可能財源は、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式の「充当可能基金残高＋充当可能特定歳入」とします。

※経常一般財源等（歳入）等は、「①経常一般財源等＋②減収補填債特例分発行額＋③臨時財政対策債発行可能額」とする。なお、①②は地方財政状況調査様式「歳入の状況 その2収入の状況」、③は地方公共団体健全化法上の実質公債費率の算定式によります。

※経常経費充当財源等は、地方財政状況調査様式「性質別経費の状況」の経常経費充当一般財源等から、次の金額を控除した額とします。なお、イ～ハは地方公共団体健全化法上の実質公債費率の算定式、二は地方財政状況調査様式「性質別経費の状況」による。

イ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債

の償還の財源に充てたと認められるもの

- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- 二 元金償還金（経常経費充当一般財源等）

債務償還能力は、償還可能年数が短いほどが高く、償還可能年数が長いほど低いと言えます。

鎌倉市の平成30年度決算での値は、4.1年となっており、前年度の値4.8年と比べ、0.7年減少となりました。

経常活動に伴い、継続的に発生する資金収支となる業務活動収支が4,085百万円、資本形成活動に伴い、臨時・特別に発生する資金収支となる投資活動収支が▲2,506百万円、負債の管理に係る資金収支（地方債の発行・元本償還）となる財務活動収支が▲1,732百万円となり、施設の更新としながら負債の償還もできている状況となります。

【参考】資金収支計算書の各活動収支を用いた分析例

| 業務活動 | 投資活動 | 財務活動 | ＜考えられる理由(あくまで一例)＞ |
|------|------|------|---------------------------|
| + | + | + | → 集めた資金を使っていない。非現実的。 |
| + | + | - | → 活動全般を抑制し、借金の返済を優先している。 |
| + | - | + | → 借入も行い、大規模なインフラ整備を図っている。 |
| + | - | - | → 税金等に余裕があり、借金の返済もできている。 |
| - | + | + | → 収入の不足分を投資抑制や借金で埋めている。 |
| - | + | - | → 税金が不足しているが、投資抑制で借金返済。 |
| - | - | + | → 業務活動とインフラ整備の資金を借金に依存。 |
| - | - | - | → 資金が枯渇している。非現実的。 |

「新公会計シンポジウム 2017」（主催：新公会計制度普及促進連絡会議）大塚成男 千葉大学大学院教授
基調講演資料より抜粋し、加工